

委任状

私は、車両の保管場所を確保しており、
 1. 行政書士法第1条の2第1項に基づき、自動車保管場所証明申請書および同標章交付申請書、
 自動車保管場所届出書および同標章交付申請書の作成に関する手続き。
 2. 証明書類取得(住民票・課税台帳登録事項証明書交付申請書、営業証明書交付申請書)
 申請に関する事項。
 3. 行政書士法第1条の3第1項に基づき代理人として提出、受領する一切の権限。
 4. 下取車に関する登録手続き・車庫証明・所有権取得手続きに関する一切の権限。
 5. 復代理人の選任に関する一切の権限。
 を、代理人として下記行政書士法人に委任いたします。

受任者 富山県射水市戸破5138番地
 ひばり行政書士法人
 代表社員 仙波 芳一

車検証を見せていただければ、
 ここは記入しなくてもかまいません。

申請者(登録名義人)
 〒()

住所 **記名・押印をお願いいたします。**
(お名前はゴム印可) _____ 号室

(登録名義人)フリガナ

氏名

自筆署名

又は記名押印

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

TEL. _____ () _____

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	申請者に同じ or ()
自動車の保管場所の位置	申請者に同じ or () 指定番号 番

申請方法	OSS ステ 紙申請	この駐車場所は、これまで空いていて新たに車を置くのか、 旧車からの入れ替えなのか、 車を増やすのか(例・2台→3台)、 お知らせくださいませ。
備考		

申請事由	新規	代替	名義変更	商品車	その他()	
	増車 (台目)	代替車両の車名() 車台番号 代替車両の登録年月日(年 月登録)()				
申請車種	軽自動車	小型乗用	普通乗用	小型貨物	普通貨物	その他()
保管場所の種類	空地	車庫	貸ガレージ	単独	共用	(総収容台数 台)
保管場所全体の広さ	縦	メートル	横	メートル	面積 約	平方メートル

申請日
交付日
位置図・配置図
敷地内のどこに車を置くのか、 手書きでかまいませんので、 ご記入ください。

代理取得してほしい
書類があれば、
○で囲んでください。

必要書類を○で囲む

- 住民票 戸籍謄本 法人登記簿
- 本拠の証明 承諾書の取付
- 委任状の取付 所有権の取付
- その他()

登録予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
-------	-------------------------

使用権原疎明書面 自認書 使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置 (保管場所の住所番地)		駐車場名 駐車場の地番や、指定番号をご記入ください。 指定番号 番	
自認書の場合 は記入不要	使用者	住所 氏名	車庫証明を申請される、駐車場利用者の住所・氏名をご記入ください。
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
保管場所の所有者 または管理者 (他に共有者がいる場合は、右欄の空白部に全員の住所・氏名を記載して各々が押印してください)		保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有(管理)であることに相違ありませんので、使用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。(自己所有の場合は自認書とする) なお、当書面持参の行政書士に補正及び職印による訂正を承諾します。 年 月 日 〒() 住 所 氏名または名称 電話番号 代理人 行政書士	

(注) 自認書として使用する場合は、保管場所の位置と所有者・管理者記載欄に記入。使用承諾証明書として使用する場合は使用者欄も記入。

駐車場管理者の記名・押印をお願いいたします。

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	E-GS130Y	GS130-123456	長さ 469 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 143 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	射水市戸破1番地2 〇〇マンション〇号室		
自動車の保管場所の位置	射水市戸破3番地5		
※保管場所標章番号			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明します。			
射水警察署長 殿 〒(934-0000)			
住所 射水市戸破1番地2 〇〇マンション〇号室			
申請者 () 局 番			
氏名 立山 太郎			
第 号 自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
平成 年 月 日 射水警察署長 印			

備考 1 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目録となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

用紙の大きさは、日本工業規格A列4号とする。

連絡先

自己・共有・その他

(注) この証明書の有効期限は、証明日から二か月です。

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	射水市戸破3番地5		
使用 者	〒 () 住所	射水市戸破1番地2 () 局 番	
	氏名	立山 太郎	
使用 期間	平成 年 月 日 から		
	平成 年 月 日 まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。			
平成 年 月 日			
〒(934-0000)			
住所 射水市戸破2番地3			
(0766) 56 局 0000番			
氏名 桑野寺 花子			

備考 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。

- 使用者とは申請者のこと
- 保管場所の所有者が申請者と異なる場合、使用承諾書が必要で記載は土地の所有者となる。
- 使用期間は申請日より一年間
- 使用者と土地の所有者が同一の場合は自認書となる → 次ページ

保管場所申請書に誤記入した際、二重線引きの後、その線上に申請者の欄に押した印鑑と同一の四枚ともに押印する

使用承諾書の誤記入の訂正は、訂正箇所二重線引きののちその上に承諾者の押印



申請者と土地所有者が異なる場合

射水警察署で配布されている説明資料

- 車名・型式・車体番号・自動車の大きさは、車検証のとおりに記載する
- 本拠の位置は、住民票記載のとおり。マンション名 部屋番号等も記入
- 保管場所は、地番までで終了。マンション名・部屋番号等は記入しない。また、同上という記載はしない。
- 使用の本拠の位置及び保管場所の位置が同一の入れ替えの場合、前回の保管場所標章の番号を記入することで、所在図(場所の地図)を省略することが可能。
- 日付は、書類の申請日
- 印鑑は4枚ともに押印
- 申請者住所氏名は住民票による表記と同様
- 使用の本拠が住所と違う場合、居住の証明となるものが必要 (公共料金領収書等で氏名・住所等が記入になっているものなど)

Google map
でも可

保管場所の所在図・配置図

保管場所使用権限疎明書面 (自認書)

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

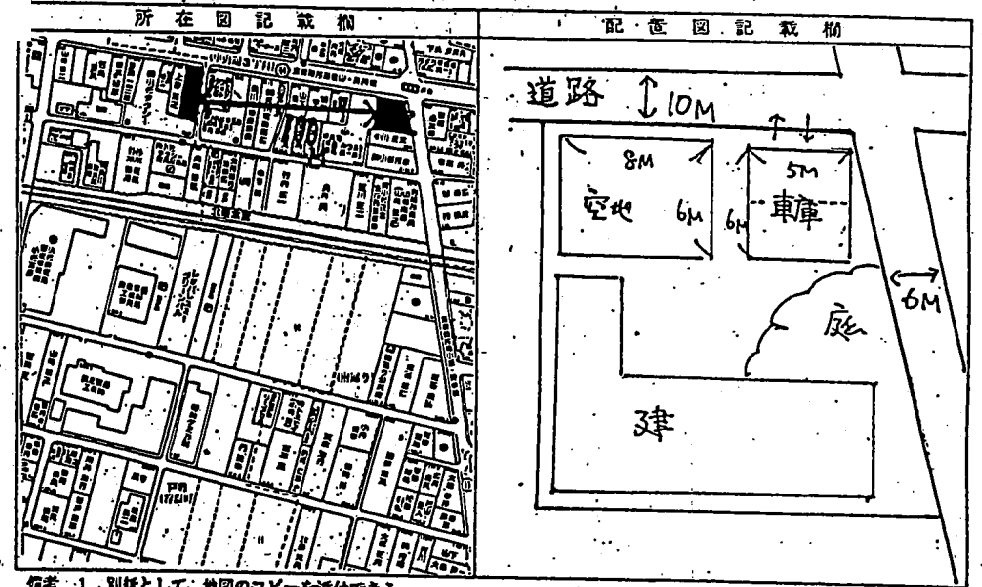
射水警察署長 殿

平成 年 月 日

〒 ()
住所 射水市戸破1番地2
(0764) 56 74 0000番

氏名 立山 太郎 ①

備考 1. 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。
2. 土地・建物については、どちらか当てはまる方(両方に当てはまる場合は両方)に○をつけてください。

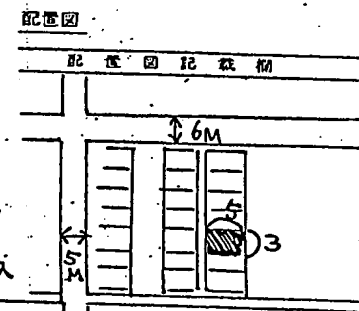


- 備考 1. 別紙として、地図のコピーを添付できる。
2. 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
3. 複数の自動車保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
4. 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。
- 道路幅のメートルが重要



申請者と土地所有者が同じ場合

- 保管場所の要件**
使用の本拠となる場所と、保管場所は直線2キロメートル以内であること
保管場所内に自動車全体が入ること。はみ出るのは認められない
- 所在図は地図のコピーでもよい**
保管場所に示す道路には、幅員・保管場所となる場所の平面の寸法が必要。
- 使用の本拠と保管場所が異なる場合、二点間の表記のある地図に距離を記入**



自動車保管場所現地調査結果報告書

調査日時	年月日	調査員	
申請者の住所	射水市戸破1番地2	氏名	立山 太郎
保管場所の位置	射水市戸破3番地5		
車種	軽自動車	車種	その他
車台番号	(E) 123456789	車台番号	
車名	軽自動車	車名	
車高	1.5m	車高	
車幅	1.8m	車幅	
車重	1.2t	車重	
保管場所の面積	5m x 3m	保管場所の面積	
使用状況	使用	使用状況	
調査員	立山 太郎	調査員	